

議案第38号

読谷村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年読谷村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

第2条 読谷村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實